

静岡市NET119緊急通報の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、音声通話による119番通報が困難である者の安全の確保に資するため、NET119を供用するものとし、その利用に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「NET119」とは、聴覚又は音声・言語機能の障害等により音声通報が困難である者が、GPSを搭載した通信機器による通報用のwebサイトを介した文字通話により静岡市消防本部に緊急通報を行うことができるシステムをいう。

(登録)

第3条 次の各号のいずれかに該当し、NET119を利用しようとする者は、静岡市消防長（以下「消防長」という。）の登録を受けるものとする。

- (1) 聴覚、音声機能、言語機能、そしゃく機能等の障害その他の理由により音声による通報が困難である者で、静岡市消防本部が管轄する区域に居住し、通学し、又は通勤するもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要があると認める者

(登録の申請)

第4条 前条の規定による登録を受けようとする者は、事前にNET119緊急通報システム登録申請書兼承諾書（様式第1号）を消防長に提出するものとする。

- 2 消防長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにこれを審査し、適当であると認めるときは、その者を登録するものとする。

(登録の変更等)

第5条 前条第2項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、NET119緊急通報システム登録変更・廃止届出書（様式2号）により、消防長に届け出なければならない。

- (1) 申請書記載の事項に変更が生じたとき。
- (2) 通信機器を変更したとき。
- (3) NET119の利用を停止するとき。

(登録の取消し)

第6条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第3号の規定により利用停止の届出があったとき。

- (2) NET119の運用上、重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受けたとき。
- (4) 転出、死亡その他の事由により、第3条各号の規定に該当しなくなったとき。
(通信費用の負担)

第7条 NET119の利用に係る通信費用は、登録者の負担とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。